

令和6年度小樽市独居高齢者等給食サービス事業に係る実施事業者登録について

事業の目的

栄養バランスのとれた給食の提供を手段とした見守りを行うことにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。【小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要綱第2条】

令和6年度に小樽市が実施する小樽市独居高齢者等給食サービス事業に係る実施事業者の登録を希望する場合は、下記を参照し、必要書類を提出してください。

1 業務内容

- (1) 単身高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、週1回栄養バランスの取れた食事を調理し、利用者の居宅等へ個別に配達して安否確認を行う業務です。
- (2) 配達の際は、必ず利用者本人に対し直接給食を手渡しの上、利用者本人（複数世帯の場合は全ての利用者について）の安否を確認します。
- (3) 配達しても反応がない等、万一異常を発見した場合は、緊急連絡先や関係機関に連絡を行うなど、必要な対応を行います。

2 事業の実施方法

- (1) 本事業による利用者の決定は、利用希望者の申請により小樽市が行い、実施事業者に対し小樽市独居高齢者等給食サービス事業連絡票（以下「連絡票」という。）により依頼します。
- (2) 実施事業者は、連絡票及び小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用決定通知書（以下「決定通知書」という。）により利用者へ連絡し、本事業によるサービスを開始します。
- (3) 実施事業者は、初回配食日に利用者へ決定通知書を手渡しします。
- (4) 実施事業者は、利用者ごとの配食状況について適切に管理し、毎月の配食実績について翌月10日までに小樽市長へ報告します。
- (5) 実施事業者は、利用者に対し緊急時に特別な対応を行った場合は、その都度小樽市長へ報告します。

3 申請要件

次の要件を満たす事業者であることとします。

- (1) 本事業の目的に賛同し、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいたサービスの提供が可能であること。
- (2) 調理加工を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (3) 調理加工を行うための施設において食品衛生法による営業許可を受けており、食品衛生責任者が1名以上在籍していること。

- (4) 小樽市内全域に配達が可能であること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき調理した高齢者向けの栄養バランスの取れた食事が提供できること。
- (6) 市税・法人税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）ではないこと。

4 契約期間

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを予定しております。

ただし、市がその業務の実施につき、著しく不相当と認めた場合、契約期間の満了日前に契約を解除する場合があります。

5 委託料について

普通食（おかず＋ご飯）1食当たりの代金のうち、生産原価（食材料費及び調理費）を利用者負担とします。これを除く分を市の委託料とし、毎月の実績に応じ適法な請求書の提出を受けてから、実施事業者に支払うものとします。

6 実施事業者登録の申請方法

申請に当たっては、小樽市独居高齢者等給食サービス実施事業者登録申請書（別紙様式1）に別表1に掲げる書類を添付し、提出するものとします。

7 受付期間及び提出先

- (1) 受付期間等（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

期間 令和6年2月13日（火）から令和6年2月29日（木）まで

時間 午前9時から午後5時まで

- (2) 提出先

小樽市福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアグループへ直接持参してください。

（メール、郵送等不可）

8 登録事業者の選定

審査結果については申請者に文書により通知いたします。

9 選定後について

本市は選定後、登録事業者と細目を協議し、所定の手続を経て委託契約を締結します。

10 その他

本事業者登録の効力は本市の令和6年度の予算の成立に伴い生じます。予算が成立しなかった場合には、契約を行うことはできないため、十分に留意して申請してください。

別表1 添付書類一覧

項目	説明	様式及び注意点
事業者概要	経歴 実績 配達エリア	様式任意
直近1年間の決算書等	●法人の場合は、申請時直近の1事業年度の貸借対照表、損益計算書等。 ●個人営業者の場合は、所得税確定申告書（青色申告決算書又は収支計算書）の写し。	
滞納（未納税額）がないことの証明書	小樽市税に滞納がないことの証明書 ※1か月以内に発行されたもの 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に係る納税証明書（写し可） ※3か月以内に発行されたもの ●法人は納税証明書（その3の3） （注）納税証明書（その3）を提出する場合は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」についての証明書を提出してください。 ●個人営業者は納税証明書（その3の2） （注）納税証明書（その3）を提出する場合は、「消費税及び地方消費税」についての証明書を提出してください。	「納税証明書」は受理しませんので、御注意ください。 法人については「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことを、個人営業者については「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことを確認するため、税務署が発行する「未納税額のない証明用」を提出してください。 ※免税事業者についても提出してください。
食品衛生について	食品衛生法に基づく営業許可証（写し） 食品衛生監視票（写し）	直近3か月以内に監視員の点数・捺印のあるもの
管理栄養士	管理栄養士又は栄養士の免許証（写し）	
業務フロー	調理から安否確認までの流れが分かるもの 緊急時対応の具体的方法が分かるもの	様式任意 （利用者不在時の対応についても詳しく説明してください。）
個人情報	個人情報の取扱いについての規定	様式任意
生産原価	1食当たりの生産原価構成率表 ※税込み単価を記載してください。	様式任意（参考様式 参照）
その他	「役職」と「代表者印（法人の実印として法務局に登録した丸印）の役職を表す記載」が違う場合は、印鑑証明書（写し） ※3か月以内に発行されたもの	（例）役職は「取締役」だが、代表者印の役職の記載が「代表取締役」になっている場合等

お問合せ先 小樽市 福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 電話 0134-32-4111（内線313）